

④

令和 7 年 3 月

# 条例議案概要説明書



## 目 次

|   | ページ |
|---|-----|
| 議案第 2 3 号 事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                             | 1   |
| 議案第 2 4 号 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………               | 1   |
| 議案第 2 5 号 徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                     | 1   |
| 議案第 2 6 号 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                       | 2   |
| 議案第 2 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて…………… | 3   |
| 議案第 2 8 号 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                 | 3   |
| 議案第 2 9 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                      | 4   |
| 議案第 3 0 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                        | 4   |
| 議案第 3 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるについて……………              | 4   |

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
| 議案第 3 2 号 | 徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて……………                          | 5   |
| 議案第 3 3 号 | 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについ<br>て……………                 | 6   |
| 議案第 3 4 号 | 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例<br>を定めるについて……………          | 7   |
| 議案第 3 5 号 | 徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定<br>めるについて……………            | 7   |
| 議案第 3 6 号 | 徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報<br>の提供に関する条例を定めるについて…………… | 7   |
| 議案第 3 7 号 | 徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を<br>定めるについて……………           | 8   |
| 議案第 3 8 号 | 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の<br>一部を改正する条例を定めるについて…………… | 9   |
| 議案第 3 9 号 | 徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについ<br>て……………                 | 9   |
| 議案第 4 0 号 | 徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す<br>る条例を定めるについて……………       | 9   |
| 議案第 4 1 号 | 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める<br>について……………              | 1 0 |
| 議案第 4 2 号 | 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるにつ<br>いて……………                | 1 0 |

|           |  |     |
|-----------|--|-----|
| 議案第 4 3 号 | 徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置<br>に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定め<br>るについて……………         | 1 1 |
| 議案第 4 4 号 | 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改<br>正する条例を定めるについて……………                              | 1 1 |
| 議案第 4 5 号 | 水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並<br>びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改<br>正する条例を定めるについて…………… | 1 2 |
| 議案第 4 6 号 | 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定<br>めるについて……………                                     | 1 2 |
| 議案第 4 7 号 | 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する<br>条例の一部を改正する条例を定めるについて……………                       | 1 3 |



## 議案第23号

事務分掌組織条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 分掌事務の改正

本市施策の円滑な推進を図るため、都市建設部の分掌事務に「都市計画に関すること。」及び「市街地再開発事業に関すること。」を加えるとともに、企画政策部の分掌事務について所要の改正をする。

### 2 関係条例の改正

徳島市都市計画審議会条例において用いる「企画政策部」の用語を「都市建設部」に改める。

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

## 議案第24号

徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

国の特定任期付職員の給与に係る改正に準じ、本市の特定任期付職員の給与について次のとおり改正する。

### 1 期末手当等の改正

- (1) 期末手当の支給割合を100分の95（現行 100分の172.5）とする。
- (2) 勤勉手当を支給することとし、その支給割合を100分の87.5とする。
- (3) 特定任期付職員業績手当を廃止する。

### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

## 議案第25号

徳島市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 時間外勤務等の制限の改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、請求により時間外勤務等が制限される職員を、小学校就学の始期に達するまでの子（現行 3歳に満たない子）の育児を行う職員に拡大する。

## 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

### 議案第26号

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

国家公務員及び徳島県の職員の取扱いに準じ、本市の一般職の職員の給与について次のとおり改正する。

#### 1 給料表の改正

一般職の職員に適用される給料表に規定する職務の級及び号給の構成を改める。

#### 2 扶養手当の改正

配偶者及び子に係る扶養手当について、次のとおり段階的な廃止及び引上げをする。

| 扶養親族     |                                      | 現行      | 令和7年度   | 令和8年度以降 |
|----------|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| 配偶者      | 職務の級が行政職給料表の7級以下又はこれに相当する級である職員に係るもの | 6,500円  | 3,000円  | 廃止      |
|          | 職務の級が行政職給料表の8級又はこれに相当する級である職員に係るもの   | 3,500円  | 廃止      |         |
| 子（1人当たり） |                                      | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

#### 3 通勤手当の改正

異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員又は新たに本市の給料表の適用を受けることとなった職員であって、通勤のために特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し、かつ、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする等その必要があると認めるものに対し、当該特別料金等に係る通勤手当を支給することとする。

#### 4 単身赴任手当の改正

新たに本市の職員となったことに伴う単身赴任に係る単身赴任手当について、その対象を、国又は他の地方公共団体の職員であった者から引き続き本市の職員となったことに伴う単身赴任以外にも拡大する。

#### 5 管理職員特別勤務手当の改正

災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合の

管理職員特別勤務手当の支給について、その支給対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）に拡大する。

6 定年前再任用短時間勤務職員等に係る諸手当の改正

定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

7 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

議案第27号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第28号

技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 技能職員の諸手当の改正

一般職の職員の例に準じ、技能職員に係る手当について次のとおり改正する。

(1) 単身赴任手当を支給することとし、新たに本市の職員となったことに伴う単身赴任をその対象とする。

(2) 配偶者に係る扶養手当を廃止する。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。ただし、前記1の(2)は令和8年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

## 議案第29号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 消防業務手当の改正

緊急消防援助隊等として災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された消防職員であつて、当該地方公共団体において消防の応援等に従事したものに對し、消防業務手当として1日につき1,080円（業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合は、当該額に100分の100に相当する額を加算した額）を支給する。

### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

## 議案第30号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 失業者の退職手当の改正

雇用保険法の改正に伴い、退職手当のうち就業促進手当相当額の支給対象者を、安定した職業に就いた者（現行 職業に就いた者）とする等所要の改正をする。

### 2 施行期日等

(1) 令和7年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

## 議案第31号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるについて

### 1 禁錮刑に処された者に係る規定の整備等

刑法の改正により、禁錮刑及び懲役刑が拘禁刑に改められることに伴い、次の条例において、禁錮刑に処された者の資格に係る規定を整備する等、所要の改正をする。

(1) 徳島市職員ノ退職年金及ビ退職一時金ニ関スル条例

(2) 徳島市職員の給与に関する条例

(3) 徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例

(4) 集団行進及び集団示威運動に関する条例

- (5) 職員の退職手当に関する条例
- (6) 徳島市表彰条例
- (7) 徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (8) 徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例
- (9) 徳島市敬老祝金又は敬老祝品支給条例
- (10) 徳島市中央卸売市場業務条例
- (11) 徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例

## 2 施行期日等

- (1) 令和7年6月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を講ずる。

## 議案第32号

### 徳島市学校施設整備基金条例を定めるについて

本市の設置する学校の建物その他の工作物（以下「学校施設」という。）の計画的な保全，建替え，増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てるため，徳島市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### 1 積立て

- (1) 基金として積み立てる額は，一般会計歳入歳出予算で定める。
- (2) 基金をより効果的に運営するため，基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は，積み立てる額に充てることができる。

#### 2 管理

- (1) 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (2) 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### 3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に編入するものとする。

#### 4 繰替運用

市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を

定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### 5 処分

基金は、学校施設の計画的な保全、建替え、増築等及び廃校となった学校施設の解体に必要な経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

#### 6 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 7 施行期日

公布の日から施行する。

### 議案第33号

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等の改正

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象が床面積300㎡以上の非住宅建築物から全ての建築物へと拡大されたこと等に伴い、次のとおり改正する。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改正をする。
- (2) 前記(1)と整合を図るため、低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料について所要の改正をする。
- (3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定が廃止されることに伴い、当該認定に関する手数料を廃止する。

#### 2 既存不適格建築物の認定申請等の改正

建築基準法の改正に伴い、次のとおり改正する。

- (1) 既存不適格建築物の大規模修繕等に関し、当該大規模修繕等が現行法規における規制の適用を受けないものであることの認定を受ける場合における当該認定の申請に係る手数料を27,000円とする。
- (2) 国等が建築主である建築物に関する計画通知の審査等に係る手数料を定める。
- (3) その他建築確認申請手数料、完了検査手数料等について増額する等所要の改正をする。

#### 3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。

- (2) 所要の経過措置を講ずる。

#### 議案第34号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

市民サービスの向上を図るため、印鑑登録証明書の交付について次のとおり改正する。

- 1 窓口における個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付

個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付について、現行のコンビニエンスストア等に設置された端末機による交付に加え、市役所及び各支所の窓口においても交付できることとする。

- 2 施行期日

規則で定める日から施行する。

#### 議案第35号

徳島市文化振興施設設置条例の一部を改正する条例を定めるについて

- 1 休館日の改正

文化振興施設の利用状況及び同じ建物内の公共施設の休館日の状況を踏まえ、文化振興施設の休館日を、毎月の第1火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（現行 毎月の第1火曜日及び1月1日）とする。

- 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

#### 議案第36号

徳島市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例を定めるについて

災害対策基本法（以下「法」という。）の規定に基づき市長が作成する避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載し、又は記録された情報の提供に関し必要な事項を定める。

- 1 用語の定義

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

- 2 名簿等情報の提供

市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報又は個別避難計画情報（以下「名簿等情報」という。）を提供するものとする。この場合においては、名簿等情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

### 3 名簿等情報の提供拒否

前記2の規定にかかわらず、市長は、本人が名簿等情報の提供について拒否を申し出たときは、当該本人に係る名簿等情報を提供することができない。

### 4 名簿等情報の取扱いに関する協定の締結及び調査等

(1) 市長は、前記2の規定により名簿等情報を避難支援等関係者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該避難支援等関係者との間において、当該名簿等情報の適正な取扱いに関する協定を締結しなければならない。

(2) 市長は、前記(1)の規定により協定を締結した避難支援等関係者における名簿等情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、当該避難支援等関係者に対し、当該名簿等情報の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は検査することができる。

### 5 利用及び提供の制限

名簿等情報の提供を受けた者は、当該名簿等情報を避難支援等の実施以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 6 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 7 施行期日等

(1) 令和7年7月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

## 議案第37号

徳島市妊婦のための支援給付に係る過料に関する条例を定めるについて

### 1 過料に関する規定

子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法の規定に基づく妊婦のための支援給付に係る報告徴収に応じなかった者等に係る過料を10万円以下とする規定を定める。

### 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

#### 議案第38号

重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

##### 1 助成対象の拡大

徳島県がひとり親家庭等に対する医療費の助成対象を拡大することに伴い、ひとり親家庭の父母等の通院に係る医療費を新たに助成の対象とする。

##### 2 施行期日等

令和7年10月1日から施行し、同年10月診療分から適用する。

#### 議案第39号

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて

##### 1 配偶者からの暴力を受けた被害者に係る改正

###### (1) 市営住宅への優先入居

配偶者暴力被害者の居住の安定を図ってその自立を支援するため、配偶者暴力相談支援センターによる一時保護の終了後5年を経過していない者等を、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に加える。

###### (2) 緊急避難のための目的外使用許可

前記(1)に掲げる者等が緊急かつやむを得ない事情を有すると認められる場合に、市営住宅及び共同施設の一部を使用させることができることとし、当該使用に係る使用料の額を家賃の額の算定方法に準じて定める。

##### 2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後の入居の申請及び許可使用に係る使用料について適用する。

#### 議案第40号

徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

##### 1 徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の設置

(1) 災害弔慰金等の支給に関する法律の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞

金の支給に関する事項を調査審議するため、徳島市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

- (2) 徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、7人以内をもって組織し、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

## 2 関係条例の改正

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、徳島市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬を、日額7,350円とする。

## 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

### 議案第41号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 基礎賦課限度額等の改正

国民健康保険法施行令の改正に伴い、次のとおり改正する。

- (1) 基礎賦課限度額を66万円（現行 65万円）とする。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額を26万円（現行 24万円）とする。
- (3) 軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては30万5,000円（現行 29万5,000円）と、2割軽減の対象となる世帯にあつては56万円（現行 54万5,000円）とする。

#### 2 保険料の徴収猶予期間の延長

保険料の徴収を猶予することができる期間を、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料に関するものに限り、1年（現行 6箇月）とする。

#### 3 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の保険料について適用する。

### 議案第42号

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 月割による保険料の額の算定に係る端数処理

自治体情報システムの標準化に伴い、保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格

を取得又は喪失した場合等に係る月割による保険料の額の算定において切り捨てることとなる端数の額を，1円未満（現行 10円未満）とする。

## 2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し，同日以後の月割による保険料の額の算定について適用する。

### 議案第43号

徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

## 1 条項の整備

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い，本条例において引用する同令の条項を整備する。

## 2 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

### 議案第44号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

## 1 企業職員の諸手当の改正

国家公務員及び徳島県の職員の取扱いに準じ，本市の企業職員の給与について次のとおり改正する。

- (1) 配偶者に係る扶養手当を廃止する。
- (2) 災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合の管理職員特別勤務手当の支給について，その支給対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）に拡大する。
- (3) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし，特定任期付職員業績手当を廃止する。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給することとする。

## 2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。ただし，前記1の(1)は令和8年4月1日から施行する。

## 議案第45号

水道法に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

水道法施行令の改正に伴い、本市における水道事業等に係る布設工事監督者の資格基準及び水道技術管理者の資格基準について次のとおり改正する。

### 1 布設工事監督者の資格

大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれに相当する課程を修了し4年以上の実務経験を有する者を加える等所要の改正をする。

### 2 水道技術管理者の資格

大学の土木工学の課程を修了し3年以上の実務経験を有する者を加える等所要の改正をする。

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

## 議案第46号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、次のとおり改正する。

### 1 補償基礎額の改正

(1) 非常勤消防団員の損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）の額の算定の基礎となる補償基礎額を、階級及び勤務年数の区分に応じて平均4.04パーセント引き上げる。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者等に係る補償基礎額について、最低額を9,700円（現行 9,100円）とし、上限額を1万4,500円（現行 1万4,200円）とする。

(3) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額を次のとおり改正する。

| 区分  | 改正案  | 現行   |
|-----|------|------|
| 配偶者 | 100円 | 217円 |
| 子   | 383円 | 333円 |

|         |      |      |
|---------|------|------|
| その他（参考） | 217円 | 217円 |
|---------|------|------|

## 2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

### 議案第47号

徳島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 退職報償金の支給額の区分の改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額に係る勤務年数の区分について、30年以上の区分を30年以上35年未満の区分とし、35年以上の区分を次のとおり加える。

| 階級     | 勤務年数       |
|--------|------------|
|        | 35年以上      |
| 団長     | 1,079,000円 |
| 副団長    | 1,009,000円 |
| 分団長    | 949,000円   |
| 副分団長   | 909,000円   |
| 部長及び班長 | 834,000円   |
| 団員     | 789,000円   |

## 2 施行期日等

令和7年4月1日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた退職報償金について適用する。